

# 様式集 (案)

様式第1号 諮問書 .....	1
様式第1号別紙（処分についての審査請求に係る諮問の場合） .....	2
様式第1号別紙（不作為についての審査請求に係る諮問の場合） .....	3
様式第1号別紙添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等） .....	5
様式第2号（諮問取下書） .....	6
様式第3号（主張書面等の提出期限の通知） .....	7
様式第4号（諮問を要しない旨の審査会意見の通知） .....	8
様式第5号（主張書面等の提出の求め） .....	9
様式第6号（提出する主張書面又は資料の取扱いについて） .....	10
様式第7号（口頭説明の求め） .....	11
様式第8号（口頭意見陳述の申立ての意思確認） .....	12
様式第9号（口頭意見陳述申立書） .....	13
様式第10号（口頭意見陳述を実施する旨の通知） .....	14
様式第11号（口頭意見陳述を実施しない旨の通知） .....	15
様式第12号（主張書面等閲覧等請求書） .....	16
様式第13号（主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会） .....	17
様式第14号（主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知） .....	18
様式第15号（主張書面等の閲覧等を実施しない旨の通知） .....	19
様式第16号（閲覧等に異議がある者への主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知） .....	20
様式第17号（交付手数料減額（免除）申請書） .....	21
様式第18号（主張書面等の交付及び交付手数料の取扱いについて） .....	22
様式第19号（調査審議手続の併合〔分離〕の通知） .....	23
様式第20号（審理手続の承継の通知） .....	24
様式第21号（総代の選任〔解任〕の通知） .....	25
様式第22号（代理人の選任〔解任〕の通知） .....	26
様式第23号（答申書の交付） .....	27
様式第24号（答申書又はその写しの受領書） .....	29
様式第25号（答申書の写しの送付） .....	30
様式第26号（裁決書の写しの求め） .....	31
様式第27号（諮問事件受付処理簿） .....	32

様式第1号 諮問書

(文書番号)  
平成 年 月 日

高知市行政不服審査会  
会長 様

高知市長 印

諮 問 書

〇〇法（昭和（平成）〇〇年法律第〇〇号）〔〇〇条例（昭和（平成）〇〇年条例第〇〇号）〕第〇条の規定に基づく処分〔処分についての不作為〕に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

様式第1号別紙（処分についての審査請求に係る諮問の場合）

区 分	内 容
1 審査請求に係る処分  (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1)処分の年月日，文書番号  (2)処分をした行政庁  (3)被処分者  (4)処分の概要
2 審査請求	(1)審査請求年月日  (2)審査請求人  (3)審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	①審理員意見書（写し） ②事件記録（写し） ③事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ④諮問説明書 ⑤総代又は代理人の選任，参加人又は参加人の代理人の参加がある場合は，当該選任又は参加を示す書類 ⑥その他の資料
6 当該処分担当課	
7 諮問番号	平成 年度高行審諮問第 号
8 事件名	

※1 3の「諮問の理由」については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」，「法令に基づく申請の全部を容認することが適当と考えるが，参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

※2 5の①「審理員意見書（写し）」及び②「事件記録（写し）」については，行政不服審査法第43条第2項の規定により，諮問に際して添付することとされている書類である。

※3 5の③の書面は，別紙様式「様式第1号添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等）」によること。

※4 5の④「諮問説明書」は，裁決（法第46条第2項各号，第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。

※5 5の⑥「その他の資料」は，次のとおり。なお，当該資料が事件記録に含まれている場合は添付不要である。

- (1)処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書
- (2)法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る審査基準
- (3)不利益処分についての審査請求に係る事件 当該処分の処分基準
- (4)その他の参考資料

※6 7の「諮問番号」は，年度毎に通し番号とすること。

※7 8の「事件名」は，審査請求の件名とすること。

様式第1号別紙（不作為についての審査請求に係る諮問の場合）

区 分	内 容
1 審査請求に係る不作為	(1)処分の申請年月日，文書番号  (2)処分の申請を受けた行政庁  (3)処分申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間  <input type="checkbox"/> 標準処理期間  <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1)審査請求年月日  (2)審査請求人  (3)審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①審理員意見書（写し） ②事件記録（写し） ③事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ④諮問説明書 ⑤総代又は代理人の選任，参加人又は参加人の代理人の参加がある場合は，当該選任又は参加を示す書類 ⑥当該処分の申請書（写し） ⑦当該処分に係る審査基準（写し） ⑧当該処分に係る標準処理期間（写し） ⑨その他参考資料
7 当該処分担当課等	
8 諮問番号	平成 年度高行審諮問第 号
9 事件名	

※1 2の「処理期間」については、「法定処理期間」と「標準処理期間」の別及びその期間並びに法定処理期間の場合はその根拠条項を記載する。これら期間の定めがされていない場合は，標準処理期間を定めていない理由を記載する。

※2 4の「諮問の理由」については，例えば，「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが，そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」，「法令に対する処分をすることが適当と考えるが，参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

- ※3 5の①「審理員意見書（写し）」及び②「事件記録（写し）」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。
- ※4 5の③の書面は、別紙様式「様式第1号添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等）」によること。
- ※5 5の④「諮問説明書」は、裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。
- ※6 5の⑥～⑨の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は添付不要である。
- ※7 8の「諮問番号」は、年度毎に通し番号とすること。
- ※8 9の「事件名」は、審査請求の件名とすること。

様式第1号別紙添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等）

事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等

(原提出人の意見の区分) ○：差し支えない △：一部につき支障がある ×：全部につき支障がある  
 (審理員の判断の区分) ○：全部許可 △：一部につき許可 ×：全部拒否  
 (審査庁の意見の区分) ○：差し支えない △：一部につき支障がある ×：全部につき支障がある

平成 年 月 日  
 審査庁事務担当： ●●課

番号	標題（いずれも写し） （作成日）	原提出人 *審理員が作成 した書面の場合 は審理員	審査庁が 認識して いる原提 出人の意 見	審理員段階における許否の判断			審査庁の意見		備考
				閲覧等 の求め	結論	理由	意見	具体的理由	

様式第2号（諮問取下書）

（文書番号）  
平成 年 月 日

高知市行政不服審査会  
会長 様

高知市長 印

諮問の取下げについて

諮問（平成 年度高行審諮問第 号）に係る審査請求事件〔平成 年 月 日付け（文書番号）により貴審査会に諮問した審査請求事件について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあったため（注）〕、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）

（例）審査請求取下書（写し）

（注）諮問の取下げの理由が、行政不服審査法第27条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る処分を全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合など）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

様式第3号（主張書面等の提出期限の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた [貴庁] は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 主張書面又は資料の提出期限等

（1）提出期限

平成 年 月 日（ ）

（2）提出方法

任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参するか、郵送で当審査会事務局（高知市総務部行政改革推進課）に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、その適否についてのあなた [貴庁] のお考えを、別紙の様式第6号「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付して提出してください。

様式第4号（諮問を要しない旨の審査会意見の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

高知市長 様

高知市行政不服審査会  
会長 印

諮問事件に係る意見について（通知）

当審査会において下記1の諮問事件について調査審議しているところですが、下記2のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 意見の内容

当該諮問事件につき、行政不服審査法第43条第1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（理由）

当該諮問事件は、・・・・・・であり、行政不服審査法第43条第1項に該当すると認められるため。

様式第5号（主張書面等の提出の求め）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

主張書面〔資料〕の提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面〔資料〕の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 主張書面〔資料〕の提出

（1）提出期限

平成 年 月 日（ ）

（2）提出を求める主張書面〔資料〕及び提出方法

任意の様式により作成した書面〔既存の資料の場合は当該資料〕を、持参するか、郵送で当審査会事務局（高知市総務部行政改革推進課）に提出してください。

また、提出された主張書面〔資料〕は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、その適否についてのあなた〔貴庁〕のお考えを、別紙の様式第6号「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面〔資料〕に添付してください。

## 提出する主張書面又は資料の取扱いについて

高知市行政不服審査会  
会長 様

平成 年 月 日  
氏名（審査請求人等）  
[高知市長 印]

平成 年度高行審諮問第 号の諮問事件において貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えがない。
- 適當ではない。  
(適當ではない理由)

( )

様式第7号（口頭説明の求め）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

口頭説明の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に出席してください[下記4の職員を出席させてください。]。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 口頭説明を求める事項  
について

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

- (1) 日時 平成 年 月 日 ( )  
(2) 場所

4 出席を求める者

【例】・・・課長[・・・を説明することが可能な者]

様式第8号（口頭意見陳述の申立ての意思確認）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた〔貴庁〕は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭での意見の陳述（口頭意見陳述）を希望する場合は、下記2に従い、その旨の申立てを行ってください。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 口頭意見陳述の申立ての方法

別紙の様式第9号「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、平成 年 月 日までに持参するか、郵送で当審査会事務局（高知市総務部行政改革推進課）に提出してください。

3 口頭意見陳述を実施する場合の実施期日及び実施場所の想定

実施可能期日：〔① 年 月 日 時〕  
〔② 年 月 日 時〕

実施場所（予定）：

※実施可能期日に口頭意見陳述に出席することができない場合は、下記までお知らせください。

平成 年 月 日

## 口頭意見陳述申立書

高知市行政不服審査会  
会長 様

住所  
氏名（審査請求人等） 印  
[高知市長 印]  
電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び下記3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

### 記

#### 1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

#### 2 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名、年齢及び職業

(住所)

(氏名)

(年齢)

(職業)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

ウ 口頭意見陳述の実施期日については、別途調整の上決定されます。

エ この申立てを行った場合でも、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項ただし書の規定に該当する場合は、口頭意見陳述を実施しません。

様式第 10 号（口頭意見陳述を実施する旨の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

口頭意見陳述の実施について（通知）

平成 年 月 日付で申立てのあった下記 1 の意見陳述については、下記 2 のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時

平成 年 月 日 ( ) 時から

(2) 場所

3 補佐人の同伴

[許可する場合]

次の補佐人を同伴することを許可します。

(補佐人指名)

[許可しない場合]

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

(理由)

4 その他

口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

様式第 11 号（口頭意見陳述を実施しない旨の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

口頭意見陳述について（通知）

平成 年 月 日付けで申立てのあった下記 1 の諮問事件に係る口頭意見陳述については、下記 2 の理由により実施しないこととしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

## 主張書面等閲覧等請求書

平成 年 月 日

高知市行政不服審査会  
会長 様

住所  
氏名 印  
[高知市長 印]  
電話番号

下記 1 の審査請求に係る諮問事件に関して貴審査会に提出された下記 2 の主張書面等について、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき、下記 3 のとおり閲覧 [写し等の交付、閲覧及び写し等の交付] を求めます。

### 記

#### 1 審査請求

- (1) 諮問番号 平成 年度高行審諮問第 号
- (2) 事件名

#### 2 求める主張書面等の名称等

[例]

- ・審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・参加人が提出した主張書面及び資料

#### 3 閲覧、交付の別

閲覧

- ・希望する閲覧時期（期間を記載）

写し等の交付

- ・希望する交付方法（高知市総務部総務課「情報公開センター」における手交又は送付による交付）

（記入の際の留意事項）

- 1 3 の「閲覧、交付の別」については、該当するものの□にチェックの上、記載してください。
- 2 交付方法で「送付による交付」を希望する場合は、手数料とは別に送付の費用（郵送料見合いの郵便切手）が必要となります。

様式第 13 号（主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）

あなた [貴庁] が平成 年 月 日に当審査会に提出した下記の主張書面等について、審査請求人 [高知市長，参加人] から、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づく閲覧 [写し等の交付，閲覧及び写し等の交付] の求めがありましたので，当該審査請求人 [高知市長，参加人] に対する当該主張書面等の閲覧 [写し等の交付，閲覧及び写し等の交付] について，同条第 2 項本文の規定に基づき，あなた [貴庁] の意見を求めます。

つきましては，あなた [貴庁] の意見を，別紙様式第 6 号「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し，平成 年 月 日までに，持参するか，郵送で当審査会事務局（高知市総務部行政改革推進課）に提出してください。

記

提出された主張書面等の名称等

[例]

- ・ 高知市が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

様式第 14 号（主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

主張書面等の閲覧等の実施決定について（通知）

あなた[貴庁]から提出された下記の主張書面等について、平成 年 月 日付けで審査庁[審査請求人，参加人]から法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定に基づく閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]の請求がありました。

当該主張書面等については、あなた[貴庁]から平成 年 月 日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」により、閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]に今日することは適当でない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]の請求について、当審査会において審議した結果、当審査会における調査審議を進める上で、審査庁[審査請求人，参加人]の閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を認め、当該主張書面等に対する意見等を述べる機会を与えることが必要であると判断したため、これを実施することを決定したので、通知します。

記

- 1 閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を実施する主張書面等の名称等  
[例]
  - ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
  - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
  - ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

様式第 15 号（主張書面等の閲覧等を実施しない旨の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

主張書面等の閲覧等について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のありました下記 1 の主張書面等の閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]については，下記 2 の理由により実施しないこととしたので，通知します。

記

- 1 閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を実施する主張書面等の名称等  
[例]
  - ・審査庁が提出した諮問説明書及び資料
  - ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
  - ・参加人が提出した主張書面及び資料
  
- 2 閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を実施しない理由

様式第 16 号（閲覧等に異議がある者への主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

主張書面等の閲覧等の実施決定について（通知）

あなた[貴庁]から提出された下記の主張書面等について、平成 年 月 日付けで審査庁[審査請求人，参加人]から法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定に基づく閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]の請求がありました。

当該主張書面等については、あなた[貴庁]から平成 年 月 日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」により、閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]に今日することは適当でない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]の請求について、当審査会において審議した結果、当審査会における調査審議を進める上で、審査庁[審査請求人，参加人]の閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を認め、当該主張書面等に対する意見等を述べる機会を与えることが必要であると判断したため、これを実施することを決定したので、通知します。

記

1 閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を実施する主張書面等の名称等  
[例]

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

## 交付手数料減額（免除）申請書

平成 年 月 日

高知市行政不服審査会  
会長 様

住所  
氏名 印  
[高知市長 印]  
電話番号

高知市行政不服審査法施行細則第 3 条の規定に基づき、下記 1 の審査請求に係る諮問事件に関して貴審査会に提出された下記 2 の主張書面等について、手数料の減額（免除）を申請します。

### 記

#### 1 審査請求

(1) 諮問番号 平成 年度高行審諮問第 号

(2) 事件名

#### 2 交付を求める主張書面等の名称等

[例]

- ・高知市が提出した諮問説明書及び資料
- ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・参加人が提出した主張書面及び資料

#### 3 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため
- ② その他

（記入の際の留意事項）

- 1 ①又は②のいずれかに○印を付してください。
- 2 ①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
- 3 ②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第 18 号（主張書面等の交付及び交付手数料の取扱いについて）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
[高知市長 様]

高知市行政不服審査会  
会長 印

主張書面等の交付及び交付手数料の取扱いについて（通知）

平成 年 月 日付けで請求のありました下記 1 の主張書面等の閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]については，下記 2 の日時，場所において実施することとし[，交付手数料については，下記 3 のとおりとし]ましたので，通知します。

記

1 写し等の交付を実施する主張書面等の名称等

[例]

- ・審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・参加人が提出した主張書面及び資料

2 写し等の交付（手交に限る。）を行う日時，場所

（1）日時

平成 年 月 日（ ）から平成 28 年 月 日（ ）  
（土，日，祭日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（2）場所

高知市本町四丁目 1 番 24 号 高知市役所本町仮庁舎 1 階  
高知市総務部総務課情報公開センター

3 写し等の交付に係る手数料の取扱い

手数料の額 円

様式第 19 号（調査審議手続の併合〔分離〕の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

氏名（審査請求人等） 様  
〔高知市長 様〕

高知市行政不服審査会  
会長 印

調査審議手続の併合〔分離〕について（通知）

下記の諮問事件について、高知市行政不服審査法施行条例（平成 28 年高知市条例第 16 号）第 10 条の規定に基づき、調査審議の手続を併合〔分離〕したので、通知します。

記

（諮問事件）

（注）併合〔分離〕の対象となる審査請求事件を列記する。

様式第 20 号（審理手続の承継の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

高知市行政不服審査会  
会長 様

高知市長 印

審理手続の承継について（通知）

諮問（平成 年度高行審諮問第 号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第 15 条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

- 1 承継した者の氏名又は名称，住所（居所）又は所在地及び連絡先（電話番号等）
- 2 承継の理由

（別紙）

- ・審査請求人地位承継届出書（写し）
- ・審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- ・審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

様式第 21 号（総代の選任〔解任〕の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

高知市行政不服審査会  
会長 様

高知市長 印

総代の選任〔解任〕について（通知）

諮問（平成 年度高行審諮問第 号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第 11 条の規定に基づき総代が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された総代の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- ・ 総代互選書（写し）
- ・ 総代互選命令書（写し）
- ・ 総代互選通知書（写し）
- ・ 総代解任届（写し）
- ・ 総代更てつ（資格喪失）届（写し）

様式第 22 号（代理人の選任〔解任〕の通知）

（文書番号）  
平成 年 月 日

高知市行政不服審査会  
会長 様

高知市長 印

代理人の選任〔解任〕について（通知）

諮問（平成 年度高行審諮問第 号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第 12 条第 1 号〔第 13 条第 3 項〕に規定する代理人が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された代理人の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- ・委任状（写し）
- ・代理人解任届（写し）

様式第 23 号（答申書の交付）

（文書番号）  
平成 年 月 日

高知市長 様

高知市行政不服審査会  
会長 印

諮問事件に係る答申について

行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

なお、答申書受領の際は、別紙様式第 24 号の受領書を、当審査会事務局（高知市総務部行政改革推進課）に送付願います。

記

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

(別 紙)

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号  
答申番号：平成 年度高行審答申第 号

## 答申書

- 1 審査会の結論
- 2 審査関係人の主張の要旨
- 3 審理員意見書の要旨
- 4 調査審議の経過
- 5 審査会の判断の理由
- 6 調査審議を行った合議体の委員氏名

様式第 24 号（答申書又はその写しの受領書）

高知市行政不服審査会  
会長 様

受 領 書

本日平成 年 月 日，諮問（平成 年度高行審諮問第 号）に係る答申書（平成 年度高行審答申第 号） [の写し] について，受領しました。

（所属）

---

（署名）

---

（注）審査請求人及び参加人の場合は，署名のみ。

様式第 25 号（答申書の写しの送付）

（文書番号）  
平成 年 月 日

様

高知市行政不服審査会  
会長 印

答申書（写し）の送付について

下記の事件については、平成 年 月 日に答申をしたので、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する法第 79 条の規定に基づき答申書の写しを送付します。

記

諮問番号：平成 年度高行審諮問第 号

事件名：

様式第 26 号（裁決書の写しの求め）

（文書番号）  
平成 年 月 日

高知市長 様

高知市行政不服審査会  
会長 印

裁決書の写しの提出について

平成 年度高行審答申第 号に係る審査請求事件について、裁決を行った場合には、速やかに当該裁決に係る裁決書の写しを提出願います。

## 諮 問 事 件 受 付 処 理 簿

諮問番号	事件名	処分担当課	諮問日	合議体 構成委員	答申日	答申番号	備考

※本処理簿は、件数が多い場合には、処分についての審査請求に係る諮問と不作為についての審査請求に係る諮問とを別簿冊とするが、件数が少ない場合は一緒に一つの簿冊とする。一つの簿冊に処分に係る諮問と不作為に係る諮問とを一緒に記載する場合は、その区分を備考欄に記載する。